

# 大分県報

令和六年  
第五二三号  
七月五日

（金曜日）

## 目次

告示	大分県税条例の規定による県税の申告等の期限の指定……………一
告示	令和六年度大分県労働福祉等実態調査の実施……………一
告示	林業種苗法による生産事業者の登録……………二
告示	付保義務の発生……………二
告示	大分港西大分地区駐車場使用料徴収事務の委託……………二
告示	土地改良区の役員の退任……………二
告示	土地改良区連合の役員の退任……………二
告示	林業種苗法による生産事業者講習会の開催……………三
告示	落札者等の公示……………三
告示	競争入札参加者の資格に関する公示……………三
告示	一般競争入札の実施……………四

## ○告示

### 大分県告示第三百三十九号

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）第十二条第二項の規定により、令和六年二月一日付け大分県告示第五十九号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は居所（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が令和六年一月一日から令和六年七月三十日までの間に到来するものについて、令和六年七月三十一日とする。

都道府県名

富山県

指定地域

富山県

金沢市  
小松市  
加賀市  
羽咋市  
かほく市  
白山市  
能美市  
野々市市  
能美郡川北町  
河北郡津幡町  
河北郡内灘町  
羽咋郡宝達志水町  
鹿島郡中能登町

令和六年七月五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

### 大分県告示第三百四十号

大分県統計条例（平成二十一年大分県条例第十四号）の規定に基づき、大分県労働福祉等実態統計（県基幹統計第九号）を作成するため、令和六年度大分県労働福祉等実態調査を次のとおり実施する。

令和六年七月五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 一 調査の目的

県内の民間事業所における労働条件や労働福祉等について、その実態と動向を把握し、今後の労働施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

#### 二 調査の対象

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める大分県のうち十五大産業（「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、

「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」に属する県内の事業所から任意に抽出した千事業所を対象とする。

三 調査の項目

事業所の現況、労働時間、休日休暇制度、育児・介護休業等制度、パートタイム労働者・有期雇用労働者、登用制度、定年制及び働きやすい環境づくり

四 調査の期日

令和六年六月三十日現在によって行う。

五 調査の方法

別に定める調査票を用いて行う。

六 その他

この調査は、大分県統計条例第二条第四項に規定する県基幹統計調査である。

大分県告示第三百四十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和六年七月五日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 登録番号

北一七

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社未来林業 代表取締役 末宗 秀平

宇佐市大字和気千二百四十六番地の二

三 生産事業の内容

1 種穂 採取、精選

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

株式会社未来林業

宇佐市大字和気千二百四十六番地の二

大分県告示第三百四十二号

香々地町加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があ

つたものと認める。

令和六年七月五日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第三百四十三号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八号第一項の規定により、次のとおり大分港西大分地区駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和六年七月五日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 受託者の住所及び名称

福岡県北九州市小倉南区湯川二丁目九番二十二号アマノ株式会社北九州支店内三階

アマノマネジメントサービス株式会社北九州営業所

所長 菅 本 修 通

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○ 公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、安心院土地改良区（宇佐市）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和六年七月五日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

（退任役員）

役 名	氏 名	住 所
理 事	矢 野 冠 司	宇佐市安心院町妻垣七五三番地の二

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により、駅館川土地改良区連合（宇佐市）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和六年七月五日

(退任役員)

大分県知事 佐藤 樹一郎

役名	氏名	住 所
理事	矢野 冠司	宇佐市安心院町妻垣七五三番地の二

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、次のとおり生産事業者講習会を開催する。

令和六年七月五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 講習会の日時及び場所

1 日時 令和六年九月二十六日 午前九時から

2 場所 大分市花園二丁目六番四十六号 大分県林業会館新館三階研修室

二 講習内容

1 種苗に関する法令 二時間

2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

三 受講申込方法及び受付期間

講習を受けようとする者は、大分県ホームページの電子申請フォームで令和六年七月四日から同年八月二十六日までに申し込むこと。電子申請により難しい場合は、住所地を管轄する大分県各振興局農山（漁）村振興部に問い合わせること。

四 講習手数料

講習手数料は、一万四千円とする。支払方法は、電子申請フォームでのクレジットカード決済によること又は大分県収入証紙を住所地を管轄する大分県各振興局農山（漁）村振興部に持参すること。

五 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。  
2 駐車場は会場近くの河川敷駐車場を利用すること。林業会館駐車場は利用不可とする。

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年七月五日

大分県立病院長 佐藤 昌司

一 落札に係る役務の名称及び数量

建築物清掃業務等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院事務局会計管理課

大分市豊饒二丁目八番一号

三 落札者を決定した日

令和六年六月七日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社武翔総合管理 代表取締役 近藤 健

東京都練馬区豊玉北四丁目十一番七号

五 落札金額

千五百七十九万六千円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公示をした日

令和六年四月二十六日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和六年七月五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 調達をする物品等の種類

大分県警察組織犯罪対策情報管理システム用機器等賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ないもの

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴

力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が一年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和六年七月五日から同月二十四日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和六年七月五日

1 競争入札に付する事項

大分県知事 佐藤 樹一郎

<p>(1) 調達をする物品等の種類 大分県警察組織犯罪対策情報管理システム用機器等賃貸契約</p> <p>(2) 借入期間 令和7年3月1日から令和12年2月28日まで（60か月） （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 納入期限 令和7年2月28日</p> <p>(4) 納入場所 大分県警察本部警務部情報管理課機械室及び刑事部組織犯罪対策課執務室</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達は、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から7の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつていている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p>	<p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(6) 納入しようとする物品等が仕様を満たすことを証明する書類等を令和6年8月14日（水）午後5時45分までに大分県警察本部刑事部組織犯罪対策課暴力団対策係に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>3 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和6年7月5日（金）から同月24日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所 大分県ホームページ（<a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</a>）より申請書類をダウンロードし、又は(3)に掲げる場所において交付を受けること。</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部刑事部組織犯罪対策課暴力団対策係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 4422</p> <p>(2) 日時 令和6年7月5日（金）から同年8月14日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 提出期限 令和6年8月21日（水）午前10時。ただし、郵送の場合は、同月20日（火）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館9階 会議室</p>
--	---

<p>(2) 日 時 令和6年8月21日（水）午前10時</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4の(1)に同じ。</p> <p>(2) 交付日時 4の(2)に同じ。</p> <p>13 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を</p>	<p>したものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2263</p> <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他 (1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>17 Summary (1) Nature and quantity of products to be rented Equipment and others for Oita Prefectural Police Organized Crime Measures Information Management System</p> <p>(2) Time limit for tender 10:00 a.m. 21 August 2024</p> <p>(3) Office Organized Crime Measures Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p>
--	---